

JDF 10周年記念全国フォーラム 権利条約の批准と私たちの社会

久松三一



全国13の障害者団体・関係団体で構成する日本障害フォーラム（以下、JDF）は、2014年で設立10周年を迎えました。2006年12月に、第61回国際連合（以下、国連）総会にて全会一致で採択された障害者権利条約（以下、権利条約）の作業部会が開催されたのは2004年でした。日本政府が権利条約を批准したのは2014年でした。JDFはまさに権利条約とともに歩んだ10年でした。この10年の歩みを報告するのにふさわしいフォーラムが、2014年12月4日、東京・有楽町の朝日ホールで関係者約300人を集めて開催されました。

冒頭、嵐谷安雄JDF

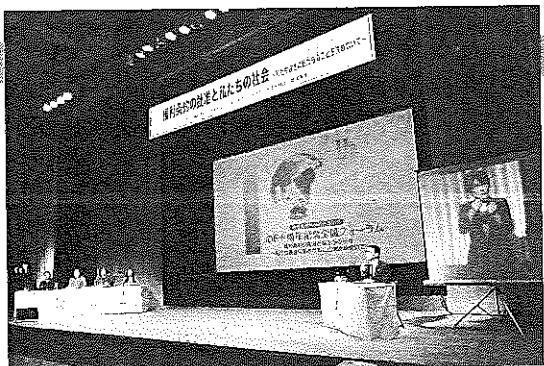
代表（日本身体障害者団体連合会会長）が開会のあいさつを述べ、続いて外務省の宇都隆史政務官があいさつに立ちました。宇都政務官は、2013年12月4日は国会において権利条約の批准が承認された日であり、2014年1月20日に日本政府が権利条約の批准書を寄託し、世界で141番目の権利条約批准国となつた。しかし、日本はまだスタートしたばかりである。

権利条約の国内実施に関する論議では、障害当事者の主体的な参加が必要であり、2016年2月19日までに国連・障害者権利に関する委員会（以下、権利委員会）に国内の取り組みを報告する必要がある、外務省は障害者と開発に関する国際協力にも力を尽くして取り組むと述べました。その後、フォーラムを助成している財団、来賓や講師をご紹介しました。

特別プログラムとして、米国の障害者権利獲得の活動を描いたドキュメンタリー映画のダイジェスト版「Lives Worth Living（生きるに値する人生）」を上映しました。この映画は、アメリカ障害者法（以下、ADA）の制定を求めて障害者団体がデモを行なった様

続いて、特別プログラムとして「障害者権利条約批准までの道のりとJDFの十年」と題した映像を上映し、10年間の取り組みを振り返りました。それからJDFの構成団体の代表者が壇上に登り、それぞれの立場から構成団体の取り組みや当事者特有の問題を述べ、社会の参加を拒む現状と課題解決に向けて取り組んでいることの報告を行いました。JDFの構成団体が一つになつて行動することが、国内法の整備に大きく貢献していることを実感しました。

特別プログラムとして、米国の障害者権利獲得の活動を描いたドキュメンタリー映画のダイジェスト版「Lives Worth Living（生きるに値する人生）」を上映しました。この映画は、アメリ



子が映し出されており、多くの障害者がバス停の前で車いすから降りて抗議を行い、国会前の階段を車いすから降りてよじ登り、ADAを訴え続けていました。なかには脳性マヒの少女が一生懸命階段をよじ登っている姿が映されており、ADA可決までの当事者団体の活動と政治家たちが法案を通しての様子が鮮明に記録されていて、映像が終わっても拍手が鳴りやみませんでした。

午前の部の締めくくりとして、小出真一郎JDF企画委員長（全日本ろうあ連盟理事）から、条約の理念を国民が理解していくためにイエローリボンバッジ、イエローリストバンド、啓発パンフレットの普及の必要性を説明し、参加者に向けて普及の支援を呼びかけました。

午後は、JDF創立10周年記念シンポジウムを開催しました。シンポジウムのパネラーとして、マリア・ソレダード・レイエス権利委員会委員長、ジ

エディ・ヒューマン米国国務省・国際障害者の権利に関する特別顧問、林陽子弁護士（国連・女性差別撤廃委員会委員）、久松三一（JDF幹事会副議長（全日本ろうあ連盟事務局長）の4人と、コーディネーターとして藤井克徳JDF幹事会議長（日本障害者協議会代表）が登壇しました。

藤井さんは、シンポジウムのねらいとして、以下の3点を挙げました。一つは権利条約の本質を再学習すること、二つは権利条約と社会のあり方の関係を考え、社会を変えるために何をするか、三つは権利条約の理念である「私たち抜きで私たちのことを決めないで」を日本の障害者政策の決定システムの中にどう活かすか、以上の3点を踏まえて、シンポジウムを進めていきたいと述べました。

最初の発言者であるマリアさんは、権利委員会の役割やその意義について説明を行い、障害者を差別しない社会のあり方を具体的に述べました。公平性を保ち、差別をしない。多様性を認めること。社会モデルを考慮し、法律の調和が重要である。ローカルレベル

で実行すること。市民の意識向上を図ること。意識向上は家族、学校、社会のすべての分野で考えること。災害における障害者の対応。表現の自由と情報へのアクセス、コミュニケーション手段が選択できる環境整備等のアクセシビリティの重要性を説きました。

現在、データ収集をし、性別、年齢別に分析を行なっている。19の権利条約締約国の報告書を昨年受理し、2件不受理としたが、1件は女性、もう1件は子どもに関するものであった。選択議定書は81か国が批准、共同宣言の作成を準備しているところであると権利委員会の活動について報告しました。続いて発言したジュディさんは、米国の有色人種差別問題への公民権運動の歴史に触れながら、ADAの成立について説明を行いました。20世紀を振り返って私たちが何を考え、どう行動すべきか、不平等な差別的な対応を排除すること、日本でも他の人権問題にも関わりを持ち連携していくことが大切であると述べられました。

林さんは、女性差別撤廃条約（以下、撤廃条約）の批准に5年かかったこと



の状況を説明しました。男女雇用機会均等法がなかつた当時、「民間が差別することまで国が責任を負うことなかなか」と国が疑問をもつていていたこと、当時の国籍法が外国の男性と結婚すれば、子どもの国籍を取ることができなかつたことに対しても日本政府は差別でないと主張していた。撤廃条約の批准により国際基準に属するようになり、現在は認められるようになつたが、それでも世界経済フォーラム（本部・ジュネーブ）が発表した男女格差（ジェンダーギャップ）指数では、世界142か国の中日本は104位と低水準にあると述べました。

撤廃委員会の活動について、政府レポートのほかに民間団体（NGO）もレポートの提出ができる。日本政府は撤廃委員会の審査を4回受けている。それまでに撤廃委員会より勧告を受けていることがあることを説明しました。

あらゆる人権法の中にジェンダーの視点を盛り込むことが必要であると述べ、権利条約

批准後の権利委員会への日本の今後の取り組みに大きな示唆を受けました。

最後のパネラーとして発言した久松は、権利条約批准後の国内法の整備にJDFの果たしたことについて報告しました。内閣府に設けられた障がい者制度改革推進会議の構成、運用、情報アクセス保障、コミュニケーション保障の取り組みについて紹介しました。権利条約の理念である当事者主体の構成にしたこと、視覚障害者には点字資料、知的障害者にはルビを入れた資料、専門用語を駆使しない話し方に努めること、ろう者には手話通訳者と資料確認の介助者の配置、難聴者には要約筆記者とループの配置、進行の時間配分にも配慮し、盲ろう者、通訳者、介助者への健康管理に留意する等、先進諸国に比してもそん色のない内容となつた会議を報告しました。

また、全国各地で地域フォーラムを開催し、権利条約の理念を啓発してきましたことを紹介しました。さらに、20

11年3月11日に東日本大震災が発生し、障害者の死亡率がそうでない人の二倍であり、この国がもろい社会であることを話し、もろい社会を変えていくためにはJDFが連帯していくことを強調しました。

藤井さんは、今後の障害者政策委員会のあり方が問われることになると話されました後、会場に向けて、権利条約で

された後、会場に向けて、権利条約で社会が変わっていくことを感じている人は挙手してほしいと求めたところ、約9割の参加者が手を挙げました。権利条約の効果に期待を寄せる人が多くいることを実感した場面でした。

最後に、社会と障害者との関わりについて、パネラーに一人ずつ発言を求めた後、権利条約は日本の政治や行政、社会に対するイエローカードであり、サッカーで言えば、ルール違反をして

いる状態である。ルール違反の社会への警鐘として受け止め、障害者が安心して暮らしあやしい社会をつくるために、JDFは明日から活動していきたいと申します。シンポジウムを締めくくりました。（ひさまつみつじ JDF幹事会副議長、全日本ろうあ連盟事務局長）